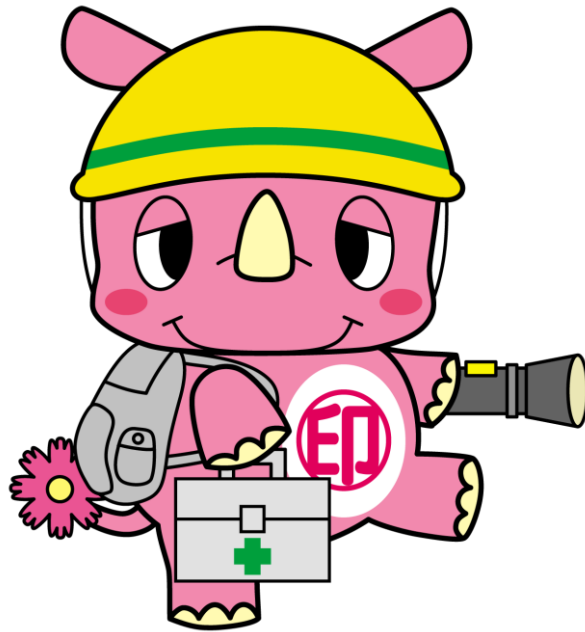


印西市自主防災組織活動 マニュアル

～自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る(共助)～



平成28年2月
印 西 市

目 次

I. 自主防災組織とは	1
1. 自主防災組織の必要性	1
2. 自主防災組織の役割	1
3. 自主防災組織とはどんな組織か	2
4. リーダーを選ぶ	2～3
5. リーダーの役割	3～6
II. 平常時における防災活動	7
1. 地域住民への防災知識の普及・啓発	7～10
2. 防災訓練	10～19
3. 自主防災組織相互及び他の組織や団体等の連携	20～22
III. 災害時における防災活動	23
1. 時間経過と行動・活動	23
2. 応急活動に関する情報収集及び伝達	24
3. 被災者の救出	24～25
4. 消火活動	25～26
5. 医療救護活動	26～27
6. 避難誘導	27
7. 避難生活	28～30
IV. 要配慮者・避難行動要支援者（災害時要援護者）の支援	31
1. 要配慮者・避難行動要支援者とは	31
2. 支援のための取り組み	31～32

《活動様式等（抜粋）》

I. 自主防災組織とは

1. 自主防災組織の必要性

大規模な災害が発生した際、自分や家族の生命・財産を守るためには、日頃から様々な災害に備えた対策を講じておく必要があります。

しかし、災害の被害拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があります。

そこで、近所の人たちが集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に取り組むとどうでしょうか。

阪神・淡路大震災のときには、近所の多くの人が協力し合って救出活動を行い、多くの生命を救った事例や、初期消火を行うことで延焼を防止した事例などが数多く報告されています。

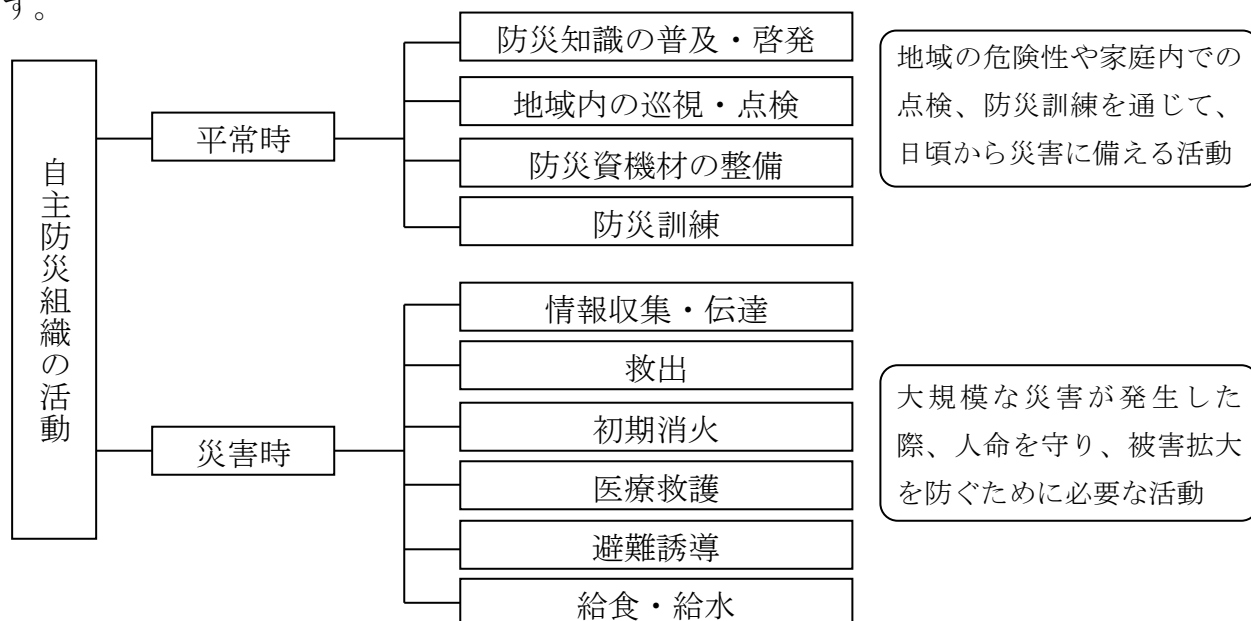
また、東日本大震災でも、近所の人たちの呼びかけや避難誘導によって、津波被害から多くの人たちの生命が救われています。

このように、災害時はもちろん、日頃から備蓄を進めたり、訓練を行うなどして地域一体となって、防災活動に取り組むための組織が「自主防災組織」です。

自主防災組織は、地域防災力の向上をはじめ、地域のコミュニケーションづくりを進める観点からも重要です。

2. 自主防災組織の役割

自主防災組織は、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に止めるため、日頃から住民への防災知識の普及・啓発や地域内の巡視・点検、防災訓練の実施などの災害被害に対する備えを行い、また、発災時には、初期消火や被災者の救出・救助、情報収集、避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



3. 自主防災組織とはどんな組織か

自主防災組織は、住民により自主的に結成する組織で、代表者をトップとして、役割別の活動班の構成を整える必要があります。

自然条件、都市化の程度、住民の意識など、地域によって、想定される災害の種類や対策は異なりますので、地域の実情に応じた体制をつくることが重要です。

市では、自主防災組織の活動を円滑に行っていただくために、結成に際して組織の位置づけや体系、役割分担などを明確にした規約や計画等を策定していただいています。

災害発生時、自主防災組織が迅速に効果的な活動を行うためには、あらかじめ活動計画を立てておくことが必要です。活動計画の策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活動するかを具体的に考えていきましょう。

計画に盛り込む内容（例）

- ・ 自主防災組織の編成及び任務分担
- ・ 防災知識の普及
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 情報の収集・伝達
- ・ 出火防止、初期消火
- ・ 救出救護
- ・ 避難誘導
- ・ 給食、給水
- ・ 防災資機材等の備蓄及び管理

4. リーダーを選ぶ

（1）リーダーの重要性

ひとつのことを多くの人数で行う場合、リーダーの存在が大変重要となります。

特に災害などの非常事態が起こった場合、個人がそれぞれの行動をとると被害を増大させたり、混乱することになりかねません。このようなときに、的確な指示を住民に出すリーダーがいれば、被害を最小限に抑えることができます。

市では、各自主防災組織のリーダーを対象に、毎年、研修会を実施しています。また、県においても、地域における防災リーダー育成のための災害対策コーディネーター等の講座を実施していますので、これらの研修会や講座等に積極的に参加しましょう。

（２）リーダーの適性

自主防災組織は、住民の自主的な活動であり、それが活発に行われるかどうかは、組織のリーダーの資質によるところが大きいといわれています。望ましいリーダーには、次のような適性を持った人を立てるのがふさわしいといわれています。

- ・ 防災問題に関心が高く、防災対策の経験も豊かである方
- ・ 行動力がある方
- ・ 人望の厚い方
- ・ 自己中心的でなく、地域全体のために考え行動できる方
- ・ 多数の意見を取りまとめるとともに、少数意見を尊重できる方

（３）リーダーを育てる

自主防災組織によっては、リーダーの高齢化、リーダーとなる人材の役職の重複、専門知識がないので、適切な行動がとれないなどの課題も指摘されています。これらの課題を解決するためには、次のような方法が考えられます。

- ・ 地域内の危険性や防災に詳しい方を見つけ出す。
- ・ リーダーを補佐する方を置き、リーダーの負担を小さくする。
- ・ 各役割を１年交代でなく継続してつとめてもらう。

組織の全員が、リーダーまかせにせず協力すること。そして、「組織としてリーダーを育てる」という意識が大切です。

５．リーダーの役割

自主防災組織のリーダーは、自ら防災に関する基本的な知識や技術を身に付けるとともに、地域の巡視や点検、住民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や要配慮者・避難行動要支援者（用語については３１ページ参照）の把握などを行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努める必要があります。また、災害発生時には、自主防災組織に適切な指示を出すことが求められます。阪神・淡路大震災では、ひとりの指導者が組織されていない住民を適切に指導し、消火活動を行い、延焼をくい止めた例が報告されていることから、リーダーの役割は非常に重要なものといえます。

リーダーの役割として、まず自主防災組織と地域の現状を知ることから始めましょう。

(1) 自主防災組織の現状把握

①各種台帳の作成・更新

自主防災組織には、世帯、人材、要配慮者・避難行動要支援者などを把握した台帳があると便利です。これらの台帳は、「自分たちの地域には、どのような人がいるのか」、「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」、「特に支援を要する人はどこに何人いるのか」などを把握するために重要となるものです。また、台帳は定期的に更新すること大切です。

ただし、これらの台帳は個人情報に係る事項も多いため、保管の方法には十分注意する必要があります。

【自主防災組織台帳】

組織の世帯台帳や役員名簿の他に、防災訓練、研修などの活動状況、危険箇所や避難所、一時避難（集合）場所などについて、概要を記録しておくといでしょう。

人数や資機材などは毎年点検・補充・見直しも必要です。また、役員等の交代時は、内容を引き継ぐようにしましょう。

・世帯台帳

世帯毎に、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は主に避難所や一時避難（集合）場所などでの確認に活用します。

ただし、個人情報に触れる項目については、記入しなくてもよいなどの配慮が必要です。

・人材台帳

災害時の救出や救護に活用できる資格・技能（医師・看護師・消防団員など）を持った人材をまとめておく台帳です。

・要配慮者・避難行動要支援者台帳

避難生活での配慮を要する方や、自ら避難することが困難な方を把握するための台帳です。事前に避難支援者を決めたり、避難所や一時避難（集合）場所での対応をあらかじめ考えておくこと、安否確認をする上で重要な台帳です。

作成や更新にあたっては、「印西市災害時等要援護者避難支援個別計画」と整合を図る必要があります。

ただし、個人情報には十分注意する必要があります。

②防災資機材の整備・点検

自主防災組織が、スムーズに活動を行うために、それぞれの活動に必要な資機材を事前に備えておくことが重要です。地域の実情や組織の構成を考えて何が必要か検討して整備することが必要です。

なお、日頃から定期的に点検し、訓練などで取扱い方法を確認しておきましょう。

③避難生活の想定

大規模な災害が発生した場合、多くの避難者で避難所が混雑・混乱することが予想されます。

また、避難生活は複数の自主防災組織が集まって営むことも予想されますので、避難所周辺地域の自主防災組織同士で、事前に話し合いや訓練などを通じて連携を図り、あらかじめ避難生活の想定を行うことが大切です。

(2) 地域の状況把握と地図整備

①地域の安全点検

防災の基本は、まず自分の地域について、よく知り、どんな危険があるか、どんな人が住んでいるのかなどを知ることです。

地理的条件

- ・地形、地質、水利、住宅密集度
- ・被害想定に基づく一時避難場所・避難所の設定

社会的条件

- ・世帯数、昼夜間別人口
- ・生活必需品の取り扱い店舗
- ・医療機関や福祉施設の位置
- ・交通手段や通信手段

人間関係

- ・組織内各世帯の家族構成、要配慮者・避難行動要支援者の居住状況
- ・指定避難所で生活する世帯、親戚等の縁故者に身を寄せる世帯等の数
- ・技術、技能のある方（元消防士、元看護師等）、救助活動経験者の有無
- ・利用可能な建物所有者への協力依頼

防災上の危険要因

- ・倒壊の恐れがある家屋、煙突、塀、自動販売機などの箇所

防災上の安全要因

- ・井戸、貯水・防火水槽などの水源
- ・消火器、消火栓等の資機材設置場所

②防災地図の整備・点検

地域内の危険地域や防災施設などを把握し、その内容を盛り込んだ防災地図を作成します。これは、住民に地域の防災上の課題などを伝え、災害による被害を軽減するための有効な手段となります。

（３）自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

自主防災組織や地域の現状を把握したら、次は、その内容をもとに、組織の活動目標や防災訓練、研修などの計画を策定することで、組織内の意識が高まります。

リーダーが、多くの意見を聞き、まとめた上で、組織全体で取り組むようにしましょう。

・ 班別に計画を検討する

各班別に検討することで、活動のもれをチェックできるようになります。できるだけ多くのメンバーで意見を出し合いましょう。

・ 優先順位をつけて検討する

各班別の意見をテーマ別に関連付けて整理し、優先順位を考えて検討します。重要度や緊急性などを考慮して、実現可能なものを検討しましょう。

・ 時間や予算を考慮して計画する

テーマ別に整理された内容に、時間的な制約や予算といった要素も加味し、検討を重ねます。

・ 年間重点項目を決定する

年間活動計画に重点事業などを設けることで、メリハリのきいた計画ができます。長期的な視野に立ち、計画を立てるうえでも役立ちます。

■年間計画（例）

平成 年度

○月：台帳更新のための調査
○月：家具固定等の斡旋
○月：台帳更新
○月：地区・班単位の検討会
○月：家庭内対策の講演会
○月：防災勉強会

○月：地域防災訓練打ち合わせ
○月：資機材点検
○月：地域防災訓練（重点項目）
○月：防災講演会
○月：避難経路・避難場所の確認
○月：救命講習会

Ⅱ. 平常時の防災活動

1. 地域住民への防災知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害を最小限にするためには、地域住民が防災に関する正しい知識を持っていなければなりません。そのためには、自主防災組織があらゆる場で、地域住民に知識や情報を伝える機会を設けることが重要です。

まず、各自が生き抜くことが基本であり（自助）、その上で地域での連帯（共助）がなければ、被害を最小限にすることは困難であることを理解しましょう。災害から生命・財産を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて、日頃から十分な準備をし、「自助」（自分の命は自分で守る）、「共助」（自分たちの地域は皆で守る）の意識を持つことが大切です。

防災知識の普及・啓発ポイント

- ・各家庭での防災対策が基本であることを理解してもらう。
- ・自主防災組織の意義と役割、活動内容を理解してもらう。
- ・継続的に、知識や普及活動に努める。
- ・各種訓練や研修会への参加を促す。
- ・防災知識に関するチラシやパンフレットを作成・配布する。
- ・災害体験者の話を聴く会や、災害地の現地視察などを行う。
- ・防災行事や防災施設の見学などで、気軽に防災について考える機会を作る。

(2) 家庭内対策の促進

東日本大震災での犠牲者の多くは、大津波によるものでありましたが、阪神・淡路大震災での犠牲者の8割以上は、家屋の倒壊が原因であったといわれています。また、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。

この経験から「建物の倒壊が人命に直結する」という知識は一般に定着し、建物の倒壊に対する危機意識は高まりました。しかし、人間には、「自分だけは大丈夫」といった自分に都合の悪い情報を無視したり過小評価する特性（正常性バイアス）があり、具体的な行動になかなか直結しない現状があります。

また、災害が起こった時に備えて、「携帯ラジオ・懐中電灯・医薬品などを準備する」などの具体的な事前対策も、年月の経過とともに風化する恐れもあります。

いま一度、これらの震災の悲惨な状況を思い出し、また、教訓を生かして各家庭における防災対策の重要性を再認識する必要があります。

残り湯の溜め置き

大規模な災害が発生すると、水道管が破裂し断水になる可能性があります。災害時には水は貴重な資源となります。風呂の湯は、災害時のトイレに使用できたり、生活用水として十分に役立ちますので、日頃から残り湯を流さないで置くことも事前対策の一つです。

災害用伝言ダイヤル

災害によって電話が通じなくなったり、つながりにくくなったりしたときのために、災害用伝言ダイヤル「171」を覚えておきましょう。

●伝言を録音するとき

171 をダイヤルします
↓
(説明が流れる)
1 をダイヤルします
↓
(操作説明が流れる)
被災地の人の電話番号
↓
(市外局番から)
伝言内容を吹き込む
(30秒以内)

●伝言を聞くとき

171 をダイヤルします
↓
(説明が流れる)
2 をダイヤルします
↓
(操作説明が流れる)
被災地の人の電話番号
↓
(市外局番から)
伝言を聞く

※体験利用提供日

- 毎月1日・15日
- 1月1日～3日
- 1月15日～21日（防災ボランティア週間）
- 8月30日～9月5日（防災週間）

（３）防災意識の向上

効果的な防災意識の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に連携を図りながら、取り組むことが求められています。

さまざまな取り組みを展開することによって、地域住民の防災意識が向上することになります。

具体的な取り組み（例）

- ・避難所単位での運営体制の整備・訓練
- ・リーダーを育てるための各種研修会への参加
- ・住んでいる地域を把握するための防災マップ等の作成
- ・災害を想定した各種訓練（図上訓練（ディグ D I G）・避難所運営ゲーム（ハグ H U G）等の実施
- ・組織台帳の作成

※HUG（避難所運営ゲーム）用カードの貸出について

【予 約】：市役所開庁日（土、日及び祝日を除く。）

あらかじめ電話等で予約をお願いします。

※組織名・氏名・住所・連絡先・貸出希望期間・貸出希望数をお申し出ください。

【貸出期間】：原則１０日間

【貸出場所】：印西市役所 ３階 防災課窓口

（印西市大森２３６４－２）

※窓口にて、借用書（市役所にて、用意してあります。）を記載していただきます。

【注意事項】：貸出しを受けたカードについては、損傷や紛失することのないようにお願いします。

（４）家庭内対策のポイント

①家具などの転倒・落下防止と避難経路の確保

どんなに建物を丈夫にしても、タンスや食器棚が倒れて、大ケガをしてしまうこともあります。タンス・食器棚などの家具は、倒れないようにあらかじめ固定するとともに、家具の上に物を置かないようにしましょう。

また、倒れた家具は外へ逃げるときの障害にもなりますので、避難路近くにはなるべく置かないようにしましょう。

②家屋等の補強

門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても基礎の根入れがなかったり、鉄筋が入っていないなど安全でないものもあるので、点検・改善しましょう。

③食料・飲料水の備蓄

大きな災害が起きると、道路が損壊し、輸送活動に大きな支障が生じるため、食料品を入手できない状況が考えられます。また、行政による救援もすぐに行うことは困難です。このため、救援を受けられるまでの間、自力で生活できるように、各家庭では食料・飲料水の備えをしておく必要があります。食料は非常食3日分を、飲料水は1人1日3リットルを最低3日分、できれば7日分備蓄するようにしましょう。また、食料は冷凍保存のもの→冷蔵保存のもの→常温保存のもの、を順番に食べることによって効率よく食事ができます。

④家庭内での役割分担を

家族みんなの防災意識を高めるために、日頃から家庭で防災について話し合いをおこないましょう。

日頃の防災対策や突然地震が発生した時に誰が何をするか、また、家族が離れ離れになったときの連絡方法や集合場所、応急手当の仕方などをあらかじめ確認しておきましょう。

災害時、1人では多くの安全対策はできません。定期的に話し合いをすることで、いざというときに落ち着いて適切な行動がとれるようになります。

2. 防災訓練

(1) 防災訓練の目的

大きな災害が発生したときは、家屋や道路などの被害のほかに、人的な被害が大きくなることが予想されます。また、ガス、電気、水道、電話などが使用できなくなることもあり、広い範囲で混乱が生じることが予想されます。

緊急事態に落ち着いて行動できるように、日頃から十分に訓練を積んでおくことが必要です。知識だけでは、いざというときに行動できないこともあるため、自主防災組織として定期的にさまざまな訓練に取り組みましょう。

市では、自主防災組織が実施する防災訓練等の事業に対し、基礎額と参加割額の合算額を年1回助成しています。(本マニュアルの活動様式等(抜粋)を参照。)

基礎額・・・1万円

参加割額・・・参加人数に100円を乗じた額。ただし、加入世帯数に100円を乗じた額を上限とする。

（２）訓練の成果をあげる

どんなに防災訓練を行っても、発生した災害に適応できなければ無駄になってしまいます。「災害発生時に役立つか」、「防災知識が身につくか」ということが防災訓練における成果と考えられます。

訓練の成果をあげるために、次のことに心掛けて訓練を実施しましょう。

■実施計画を立て計画的な訓練を

- ・決められた時間内での効果的な訓練とする。
- ・訓練の目的や実施要領を明らかにした実施訓練とする。
- ・市や消防署などに相談する。

■関連機関・団体等との調整を

- ・訓練の実施計画ができたなら具体的な内容を検討し、必要に応じて、関連機関や団体へ早めに指導や協力を依頼する。

■地域の特性に応じた訓練を

- ・地域によって、土砂崩れの恐れがあったり、住宅密集地で延焼の危険性が高いなど、災害の危険性が異なるので、その地域の特性を考慮した訓練を実施する。

■訓練実施の周知徹底や訓練内容に変化を

- ・回覧板、ポスター、チラシなどを利用して訓練実施を広く周知する。
- ・いつも同じような日時設定ではなく、休日や夜間など、より多くの住民が参加できるように日時を設定する。
- ・毎回、同じ内容にならないように、テーマを変えたり、年代層を絞ったり、変化に富んだ訓練を実施する。

（女性だけや高齢者、子どもを対象にした避難訓練、高校生等による情報伝達訓練など、地域の災害を想定した訓練）

また、様々な年代の人が参加できるように訓練内容を工夫する。

■興味をもって参加し、楽しめる訓練を

- ・防災訓練は、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、災害時における行動や各種資機材の操作方法を住民に理解してもらうための大切な機会なので、参加しやすい要素を取り入れ、緊張感の中にも連帯意識が芽生える雰囲気づくりをこころがける。
- ・要配慮者の特性に応じた疑似体験を取り入れると、住民の要配慮者への理解が深まります。

(3) 事故防止

■事前に十分な確認を

- ・訓練を始める前には必ず事故防止について参加者に注意しましょう。
- ・訓練で使用する資機材については、取り扱い方法などを事前に十分確認しましょう。

■服装は訓練に適したものを

- ・服装は訓練に適したものとし、軍手、ヘルメット（防災頭巾）など、必要に応じて着用しましょう。

■訓練中に事故が発生した場合には適切な措置を

- ・訓練中には、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合は、訓練の中断、あるいは変更をした上で、けが人の救護を最優先するなど、適切な措置をしましょう。

※訓練前に市へ実施の報告をしていただければ、共済制度による補償を受けられる場合があります。

(4) 各種訓練

防災訓練は、すべての訓練が有機的に機能してこそ人命を救い、被害の拡大を防ぐことになります。

また、大地震等が発生した場合、身の回りでどのような被害が発生する恐れがあるのか、あらかじめ理解しておくことはとても大切ですので、イメージトレーニングをすることも有効です。

※主な防災訓練(例)

①避難訓練

災害が発生した場合、適切な避難誘導が行われなければ、住民はバラバラに移動し、相互に安否の確認やコミュニケーションが取れない状況になります。

そのため、誰がどこにいるのかわからなくなったり、避難行動要支援者への支援がなされないことになります。

突然災害が起こっても、素早く安全に避難できるように、（平日、夜間なども）避難経路や一時避難場所、避難所などを住民一人ひとりに周知することが必要になります。

避難時の携行品や服装などについて指導するとともに、1人で避難することが困難な避難行動要支援者への手助けの方法なども習得しましょう。

- 情報班により「〇〇による避難勧告」などを伝達



- 各人の避難にあたっては、火災発生防止の処置を行うとともに安全な服装で当座の生活必需品を携行し、一時避難場所に集合
- 避難行動要支援者は支援者等により避難支援を行う。



- 集まったら迅速に人員を確認、不明な場合は手分けして安否確認



- 引き続き、一時避難場所から避難所へ
- 情報班による避難勧告などの伝達
- 避難者の人数、要配慮者・避難行動要支援者の状況を把握
- 避難所への避難のためのグループをつくり、誘導員、情報員、など役割を示す。
- リーダーは、避難経路を適切に選び伝達
- 途中、ラジオなどから災害情報などを入手
- 避難所に到着したら、出発時に確認した人員がそろっているか確認

②初期消火訓練

大きな地震災害で、最も怖いものの一つが火災です。火災の延焼が大災害につながります。

消火器、バケツなどの消火用資機材の使用方や消火技術を習得しましょう。また、火災から身を守る方法なども学びましょう。

消火器の訓練

水消火器や粉末消火器による訓練方法があります。消火訓練を実施する場合は、事前にお近くの消防署に相談されると良いでしょう。

水消火器による消火訓練と粉末消火器による消火訓練があります。訓練場所では、水を準備してください。

消火器の使い方

A. 安全ピンをはずす。



B. ホースをはずし、ノズルを火元に向ける。



C. レバーを強く握る

- ・ 消火要領は、煙に惑わされず、火元を掃くようにノズルを左右に振りながら、手前の火から完全に消してから前に進みます。
- ・ 屋外では風の影響を考えて風上から放射します。
- ・ 室内では自分自身の避難路を確保し、身体を低くし、煙や熱気を避け火元に近づいて放射します。
- ・ 粉末消火器を使用したときは、燃焼物の中心まで完全に消えていないことがあるので、再燃させないためにも水を十分かけておく必要があります。

※注意事項

- ・ 風下の住宅等との距離を十分にとる。
- ・ 点火する場合は専用の点火棒を使い、風上から点火する。見学者は最低 10 m 離れる。
- ・ 予備の消火器を準備する。
- ・ 訓練後の廃油の処理に留意する。

バケツリレーの訓練

- バケツリレーのチームを作る（20人程度・水の入っているバケツ班と空のバケツ班に分ける。）。
- 火災の状況を示す。
- 人は、背中合わせに2列に並びバケツを中継する。
- バケツを持って風上から近寄り、安全距離を2～3 m みて注水位置を決める。
- 火の勢いを抑えるように注水する。

※注意事項

- ・ バケツの取っ手部を両手で持つ者とバケツの柄を両手で持つ者で、ぶつかり合わないようにして渡す。

③情報収集・伝達訓練

災害が発生した場合、住民は恐怖と不安の中で情報を求めます。また、市でも地域の情報を求めています。自主防災組織がいち早く周囲の状況をつかみ、正確な情報を伝えることが大切です。そのためにも普段から正しく迅速に、情報を収集・伝達する方法を訓練しましょう。

情報収集訓練

自主防災組織が、地域内の避難状況、発災に伴う被害状況（死傷者、建物、交通路等の被災程度など）、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に市へ報告する手順を訓練します。

A. 情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。



B. 情報班員は、二人一組で被災情報を現場で収集し、いつ、何（誰）が、どこで、どうして、どのようなになっているかをメモにとる。



C. 情報班員は、情報班長へ収集した情報を伝える。



D. 情報班長は、情報を記録・整理して市に報告する。

情報収集の重要事項

A. 時機に適した報告

第一報は概要だけでもとりあえず報告し、詳細は第二報以降にするなど時機に適した報告が大切です。

B. 事実の確認

災害時には、嘘やデマが流れがちです。情報はできるだけ慎重に確認しましょう。

C. 情報の一元化

市に報告する場合には、自主防災組織で報告担当者を決めておき、互いに矛盾や重複する報告がなされないようにチェックする体制を作りましょう。

D. 異常はなくても情報を定期的に報告するルールを決めておきましょう。

E. アマチュア無線などの協力があると効果的です。

情報伝達訓練

市対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビなどから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する要領を訓練しましょう。

A. 情報班員等は、自主防災組織本部に口頭とメモで情報を示す。



B. 自主防災組織本部の情報班長は、わかりやすい伝達文にして伝達にあたる情報班員に伝える。



C. 情報班員は、避難所内掲示版に情報を掲示する。



D. 情報班員は、地域分担して拡声器・広報者などで伝達する。
(口頭だけでなくチラシの配布も行うとなお良い。)

情報伝達の重要事項

- ・伝達は、簡単にわかりやすい言葉で、難しい言葉は避ける。
- ・伝達者へは口頭だけでなく、メモ程度の文書を渡しておく。
- ・情報を正確に伝達するために、受信者に内容を復唱させることも大事
- ・流言には数字がからむことが多いので、数字の伝達には特に注意する。
- ・各世帯への情報伝達を迅速かつ能率的に行うため、あらかじめ地区内の伝達手順を定めておく。
- ・視聴覚等に障がいのある方、日本語が不自由な外国人への情報伝達についても十分配慮する。

④救出・救護訓練

阪神・淡路大震災では、地域住民による救出・救護活動の重要性が認識されました。はしごやロープ、バールなどの救出用資機材の使用方法や家屋の倒壊、落下物によるケガ人の救護活動など、救出・救護（応急手当）方法について学びましょう。

◎救出救助訓練

倒壊家屋からの救出・救助

A. 廃材やベニヤ等を利用して倒壊した建物などを作る。



B. 中に生存者がいることを示す（人形やぬいぐるみ等を利用する。）。



C. 救出にあたっては、生存者に声をかけ、安心感を与える。



D. 木材やバールをテコにして、あるいはジャッキで空間を作る。



E. 間隙が崩れないように角材などで補強し救出する。

※注意事項

- ・救出訓練の準備及び実施にあたっては、事故やケガをしないように十分注意する。
- ・参加者は、ヘルメットや釘を踏み抜かないような靴、軍手などを身につける。
- ・廃材等によるトゲの刺さりや擦り傷などに注意し、救急箱を準備する。
- ・訓練にあたっては、消防署に事前に相談すると良い。

◎応急救護訓練

応急救護や応急手当訓練を実施する際は、いくつかの負傷状況を想定することが望ましい。

応急手当は、救急隊や医療機関での診察を受けるまでの応急処置ですが、救護訓練では、外傷の手当や心肺蘇生法、AEDの取り扱いなど正しい知識を身につける必要があります。消防署に事前に相談すると良い。

⑤給食・給水訓練

災害発生直後は、物資の不足などにより混乱が予想されます。

避難所内で、救援物資を必要とする人の把握や公平に救援物資が入手できる体制を確立できるようにしましょう。システムにしたがって配給できれば、混乱は減少し、みんなが公平に救援物資を入手することが可能になります。常に人数を把握し、協力することが給食・給水活動の大事なポイントです。

給水拠点や給水方法を決めておく

- ・ 事前に給水拠点を決めておく。
- ・ 給水車からの給水方法を訓練しておく。
- ・ 地域内の井戸などの飲料水を確保できる場所や井戸の提供をしてくれる家庭も調査しておく。

公共機関などからの救援物資の配給方法を決めておく

- ・ 救援物資の受け入れと配給をスムーズに行えるように配給方法を決めておく。
- ・ 隣組などの班単位の代表者に配給し、混乱を防ぐ。

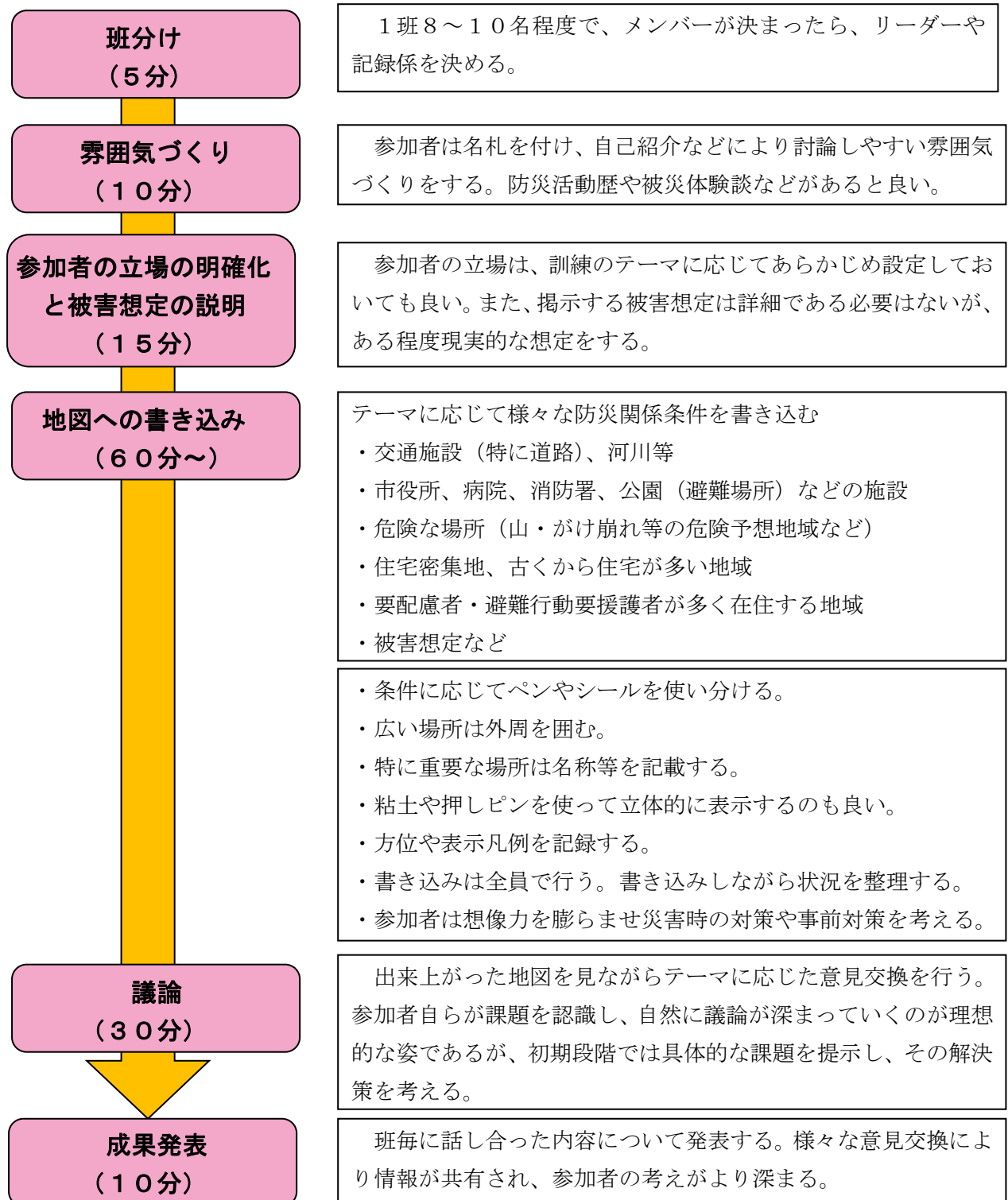
災害時要配慮者への配慮

- ・ 混乱時には、要配慮者に配給が届かないおそれがあるので、配慮を心掛けましょう。
- ・ 避難生活が長期になる場合、メニューへの配慮も必要

⑥図上訓練【DIG(ディグ)】

この訓練は、図面上で、災害時の対応策を考える訓練で、参加者が大きな地図を囲み、ワークショップ形式で議論を交わしながら進めていき、地図に書き込みをすることで、地域の状況を把握する防災マップをつくるというものです。

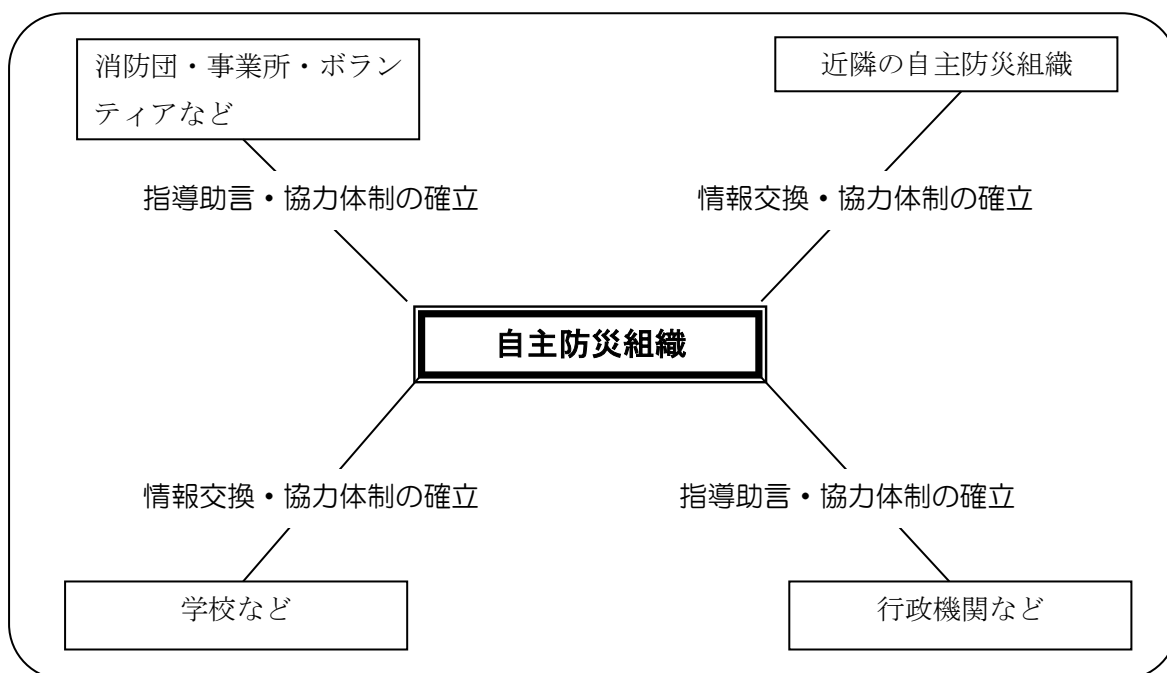
決まったルールがなく、簡単で、経費もほとんどかからず、日頃気づかなかった地域の防災課題等が明らかになり、参加者の防災意識が向上するようになります。



3. 自主防災組織相互及び他の組織や団体等の連携

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」と自主的に結成されたものです。大規模な災害が発生すると被害は広範囲に及ぶので、一組織だけで対応するのは限界があります。特に、避難所では、一組織だけでなく、複数の組織や周辺の地域住民が、多数避難してくることが想定されます。避難所生活が長期化する場合、避難者を中心とした「避難所運営委員会」を設置し、自主的な管理運営を行わなければなりません。

そのため、近隣の自主防災組織と活動上の情報交換を行ったり、助け合う協力体制を確立することが重要となります。



(1) 他の自主防災組織と

災害時には、指定避難所の運営をはじめとして共に行動することがあります。組織同士で日頃からコミュニケーションをとり、災害時に協力して、混乱が起らないようにすることが重要です。定期的な会合の計画を立てるなど、共通認識が持てるように心掛けてみましょう。

- ◆近隣自主防災組織との定期的な会合
- ◆災害時の応援協力体制の確立
- ◆合同訓練（研修会等）の開催
- ◆避難所の運営体制の構築（役割分担等）
- ◆保有する資機材情報の提供

（２）学校と

避難所の多くは、小・中学校となっており、学校の教職員も避難所運営に関わることになります。実際に避難した際には混乱しないように、他の自主防災組織や学校との間で、避難所の設置や運営について話し合っておくことも必要です。

- ◆避難所運営についての体制の確立
- ◆学校担当者との連携
- ◆学校施設の状況確認

（３）消防団と

日頃から火災予防活動や消火訓練を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとっても大変重要な存在となります。相互の活動を理解し、連携をとることが必要です。

- ◆災害時（訓練時）の協力体制の構築
- ◆情報交換

（４）地域の事業所と

地域内にどんな事業所があるのか把握しておくことは、大変に重要です。平日の昼間に発生した場合など、事業所が保有する資機材の提供や従業員による救出・救助活動への協力などの応援が期待されます。定期的な防災訓練への参加呼びかけや事業所が実施する訓練に協力するなど、日頃から密接な連携をとることが重要となります。

- ◆訓練時の事業所の参加
- ◆事業所が保有する資機材の提供
- ◆救出・救助、避難行動要支援者の避難などへの従業員の協力
- ◆要配慮者への避難施設としての施設の開放
- ◆外国人従業員への防災知識の普及

（５）ボランティア、その他の人材・団体などと

地域内には、その他にも防災士、災害ボランティアをはじめ、民生児童委員など、防災活動に携わることが可能な人材や団体などが、存在します。このような団体と連携をとり、協力体制を整えておくことも重要です。

- ◆各種訓練への協力
- ◆災害時要援護者への支援
- ◆ボランティアの受入調整など

災害時における防災活動【地震が発生した場合】

時間的経過と行動・活動

状況	時間経過	個人の行動	自主防災組織の活動
地震発生	0 : 0 0	・身を守る。 ・非常脱出口の確保	
揺れがおさまったら	0 : 0 1 ～	土砂崩れ等の危険が予測される地域は即避難 ・火元の確認（ガスの元栓を閉め・電気ブレーカーを切る。状況により落ち着いて初期消火） ・漏電・ガス漏れに注意 ・家族の安否確認 ・非常用持出袋を持ち出す。 ・靴を履く。	
外に出る	0 : 0 3 ～	・隣近所に声をかける。 ・大声で知らせる。 ・余震に注意	・隣近所で助け合い
避難	0 : 0 5 ～	・ラジオ等で情報確認 ・壊れた家には戻らない。 ・車で避難しない。 ・屋根・塀・ガラス・がれきなどに注意	・情報班による地域内の被害情報収集 ・市等からの情報も住民へ正しく伝達 ・避難行動要支援者の避難支援
一時避難場所	0 : 1 0 ～		・安否の確認 (災害時要援護者の確認)
火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見	数十分後		・初期消火活動 ・救出活動 ・負傷者の応急救護、救護所搬送 (※困難な場合は無理せず消防署等へ要請)
指定避難所の避難生活	数 時 間 ～	・自主防災組織に協力して秩序ある避難生活	・秩序ある避難所の運営 ・要配慮者への配慮

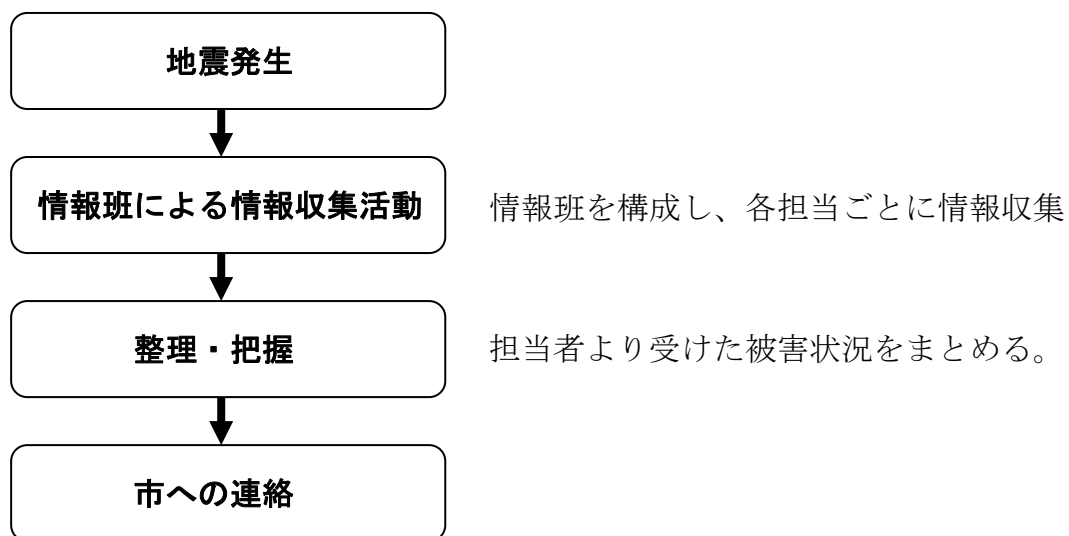
災害が発生した場合は、地域内の被害状況（死傷者の人数や建物・道路の被災状況等）や火災発生状況を迅速に取りまとめ、市へ報告するようにしましょう。

迅速かつ正確に伝えることが、応急対策や被害の予防に役立ちます。情報収集と伝達システムを確立することは自主防災組織にとって非常に重要な活動のひとつといえます。

情報収集・伝達のポイント

- ・ 情報収集を迅速に行うため、あらかじめ調査区域を分け、担当者を決めておく。
- ・ 記入様式を事前に作成しておく、必要な情報を整理し把握しやすい。
- ・ 区域内の被害状況報告を取りまとめ、情報班長が市へ報告する（「被害なし」という報告も、災害の全体像をつかむための重要な情報です。必ず報告するようにして下さい。）
- ・ 市の広報車、テレビやラジオ等からの情報を確認し、デマによるパニックなどが起こらないように、落ち着いて正確な情報を伝える。

<情報収集及び伝達の流れ>



3. 被災者の救出

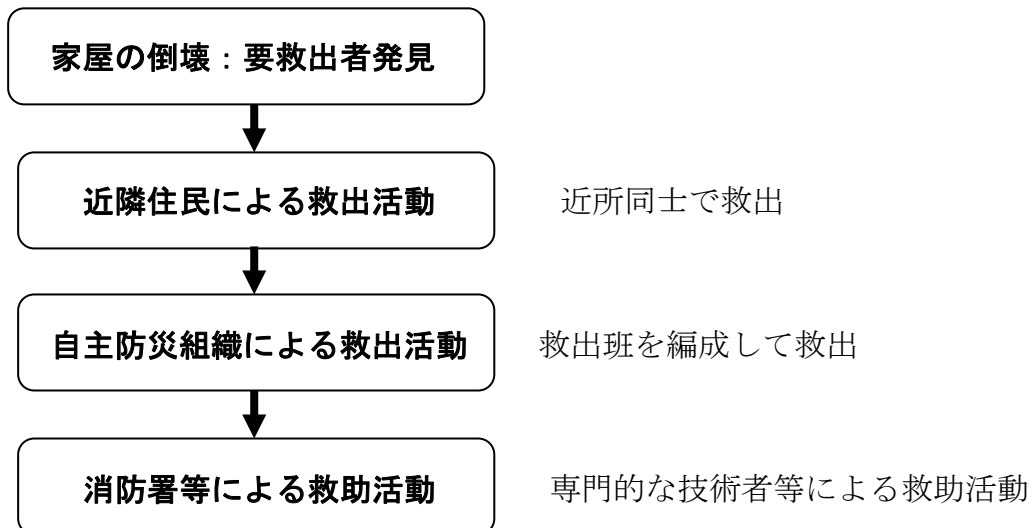
行政の対応が行き届きにくい大規模な災害の発生直後は、自主防災組織の救出・救助活動が被災者の生死を分けるといっても過言ではありません。阪神・淡路大震災発生直後に救出された被災者の9割以上が、自助・共助（自主防災組織等）により救出されたと言われています。

ただし、倒壊家屋等からの救出には、専門的な知識や技術が必要になることもあり、ケガなどにも十分注意する必要があります。防災訓練時に消防署から救出方法の指導を受けましょう。

救出方法の手順等

- A. まずは、自分の身の安全を確認してから、家族や隣人の救出にあたる。
- B. 大きな声をあげて反応を確かめ、負傷者などの居場所の情報を集める。
- C. 居場所がわかったら、救出の支援者を集める。
- D. 必要な資機材（バール・ジャッキ・ロープ等）を用意する。
- E. 救出作業が困難な場合は、無理をせず、速やかに消防署へ要請する。
- F. すぐに救出できない場合は、被災者の埋没位置や人数などを正確に把握し、被災者が不安にならないように声かけなどをする。

<救出活動の流れ>



4. 消火活動

地震による火災を防ぐためには、各家庭による出火防止対策が一番大切です。それでも火災が発生した場合は、自主防災組織として初期消火活動にあたるようにしましょう。

ただし、地域で行う初期消火活動はあくまでも火災の延焼防止が目的です。決して無理はしないでください。消防団員や消防署員が到着したら、その指示に従ってください。

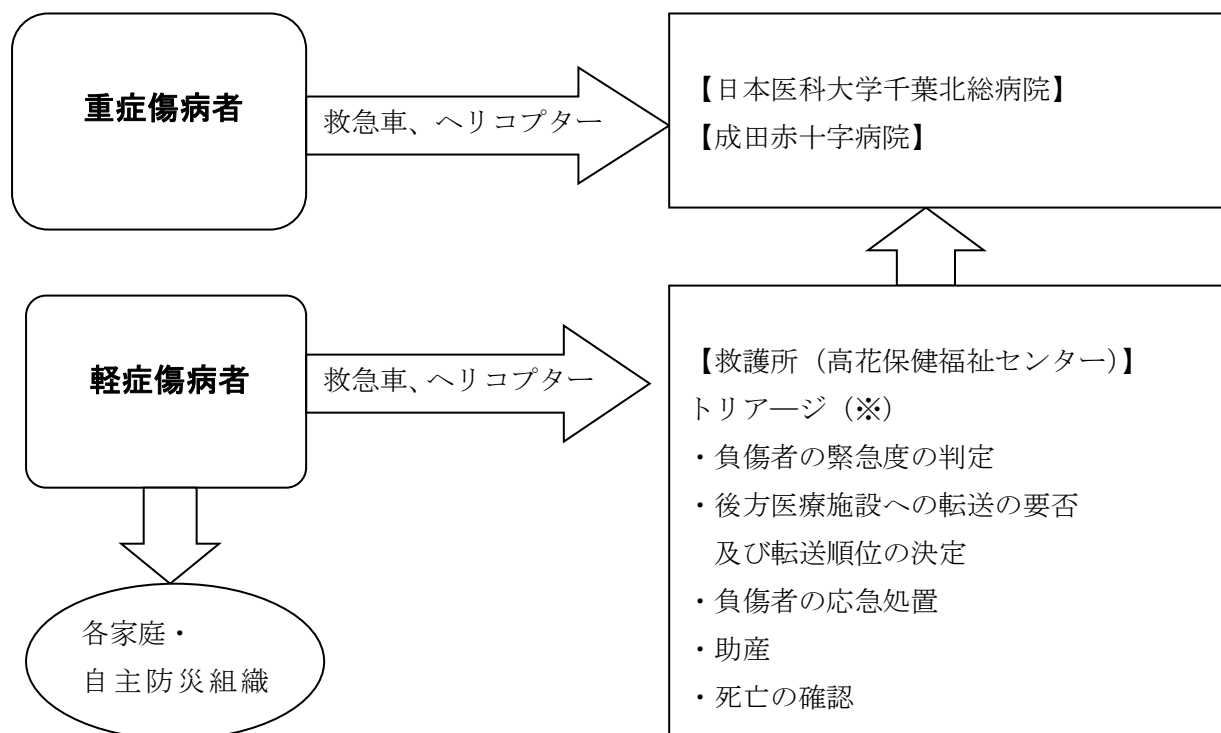
消火の手順

- A. 地震発生**・・・揺れが収まってから素早く火の始末
↓
B. 出火・・・消火器・バケツなど（風呂水等利用）を使って自ら消火
↓
C. 火災発生・・・バケツリレーなどによる初期消火活動
↓
消防署・消防団が消火活動を開始したら、指示に従う。
D. 延焼・・・消防署・消防団による消火活動
↓
E. 避難・・・避難誘導班の指示に従って避難を開始する。

5. 医療救護活動

大規模な災害が発生すると多くの負傷者が発生しますが、医療機関による治療がすぐに受けられるとは限りません。

負傷者を発見した場合はまず応急手当を行いましょう。その後重症や中等症の傷病者は救護所や医療施設に搬送するようにしてください。



※トリアーシ

- ・大規模な災害時などで多数の傷病者が発生した場合、人的・物的状況が限られた中で多数の負傷者に最善の医療を施すため、傷病者の重症度・緊急度による治療の優先度を決めること

6. 避難誘導

住民の生命や身体に危険が生じる恐れがある場合、危険地域の住民に対し、市から避難勧告や避難指示が発令されます。その場合、自主防災組織が中心となって、迅速な避難や誘導を行うようにしましょう。

そのためには、事前に地域における一時避難場所や避難所を定め、避難経路を確認しておく必要があります。また、避難行動要支援者について事前に把握しておき、自主防災組織の中で支援者を決めておくなど、万一の際に逃げ遅れがないように皆で協力しましょう。

●避難誘導にあたって

- ・市で指定した避難所（小・中学校など）の中から、どこの避難所へ避難するか、決めておく。
- ・住民がよく知っている広くて危険のない集合場所（一時避難場所）を決めておく。
- ・一時避難場所ですぐ確認できるように、確認方法や書類を整理しておく。避難行動要支援者の支援者、支援方法も決めておく。
- ・避難誘導の責任者を決め、全員が指示に従って避難できるようにしておく。
- ・自主防災組織の責任者は、安全な避難経路を気象条件や災害規模に合わせて、数パターン選定しておく。
- ・日頃から訓練を繰り返し、避難方法や場所などを住民に周知徹底しておく。

●避難するときの服装

- ・ヘルメットや防災頭巾等で頭部を保護する。
- ・長袖、長ズボン（化学繊維より燃えにくい木綿製品がよい）を身につける。
- ・軍手（手袋）を着用
- ・底の厚い履きなれた靴を履く。
- ・持ち物（非常持出袋など）はリュックサックなど両手が使えるものにする。

7. 避難生活

市では、夜間・休日においても迅速な避難所開設を行うために、あらかじめ定めた職員が速やかに避難所に直行し、施設の被害状況を確認した上で避難者を受け入れる体制をとっています。そして、その後の避難所の運営については、自主防災組織、避難施設の管理者、市の担当者等が中心となり、避難所運営組織を設置し、自主運営を行うこととなります。

避難生活は災害による精神的不安や共同生活に不自由さを強いられるため、決して楽なことではありません。互いに助け合い、少しでも快適な避難生活ができるように、自主防災組織等が中心となり、避難住民の生活を秩序あるものにしたいものです。特に、要介護高齢者や障がい者などの要配慮者への暖かい配慮は忘れないようにしましょう。

そのためには、避難生活の計画や必要な台帳等を作成しておきましょう。

◎避難所の運営・管理（例）

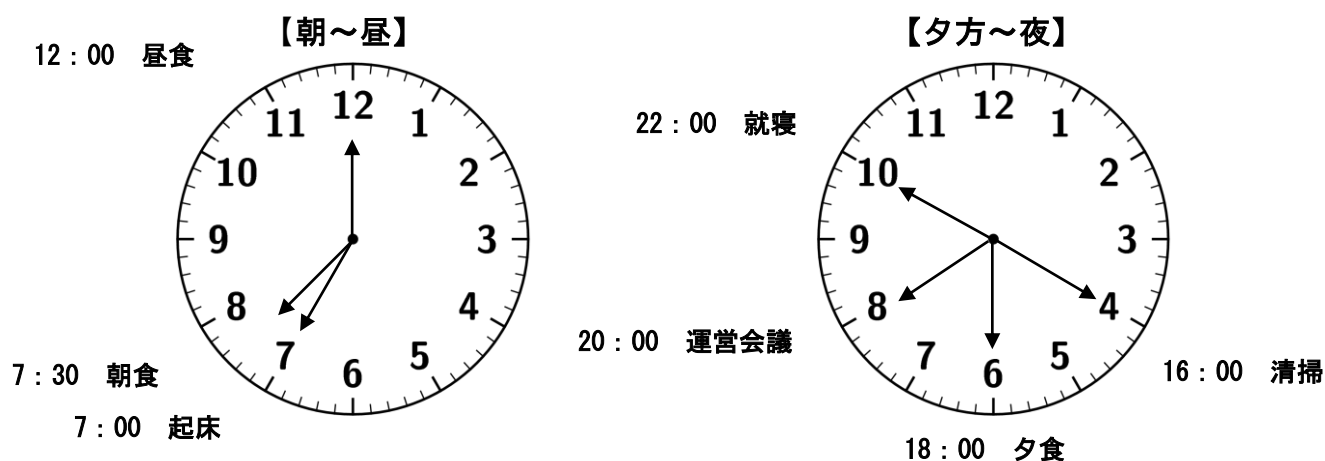
- ・避難所は、市が指定している避難所（小・中学校など）を基本とする。
- ・自主防災組織、避難施設の管理者、市の担当者等が中心となり、避難所運営組織を設置する。
- ・運営本部に、総務、被災者管理、情報、食料、物資、施設管理、保健、衛生等の各班長をおく。
- ・避難者名簿を作成する。
- ・運営本部会議を1日1～2回程度開催し、情報の収集・伝達・役割等を再認識するとともに情報の共有に努める。
- ・運営体制への女性の参画に努める。

◎情報の伝達（例）

- A. 市からの情報は市担当が受け、総務班長に伝える。
 - B. 総務班長は各自主防災組織等に伝える。
 - C. 各自主防災組織等はその連絡を住民に伝える。
- ※ラジオなどから直接入る情報にも注意する。

◎生活時間（例）

- ・生活区域、生活上のルールを決める。
- ・生活の時間も決めておく。



☐食料・水の確保

- 原則、食事は、各家庭の備蓄食料でまかなう。
- 不足する場合は、共同で炊き出しを行う。
- 食事や給水はリーダーのもと、順序よく行う。
- 地震発生後は断水になる恐れがあるので、ポリタンク等に水を溜めて大事に使う。
- 要配慮者に配慮する。

☐ごみのルール

- 生ごみの場所を決める。
- その他のゴミは分別し、きちんと分ける。

☐トイレのルール

- トイレはきれいに使用し、定期的にきちんと清掃する。

☐ペットへの対応

- 飼育者の把握、飼育場所の指定、排泄物の処理などを徹底しておく。
- 動物アレルギーのある方に配慮する。

☐緊急輸送手段の確保

- 緊急時に備え、各自主防災組織から車両を一台ずつ用意しておくなど、輸送対策を決めておく。

□ プライバシーの保護

- お互いのプライバシーを保護するため、家族単位で生活し、むやみに他人の場所へ立ち入らないようにする。
- 更衣室、授乳室等も配置する。
- 女性のニーズに対応したスペースも設ける。
(洗濯物干しをできるスペースの確保など)

□ 要配慮者への配慮

- 介護は原則的に家族が行い、介護を行う家族がいない場合は、あらかじめ把握しておき、要配慮者台帳等に登録しておく。
- 介護者が不足する場合は、各自主防災組織の人材台帳等で確認し、元看護師等の適任者に交替で介護等をお願いする。また、手話、ガイドヘルパー等のボランティアの受入れにも配慮する。
- 要配慮者専用スペースを確保する。指定避難所での生活が困難となった場合に開設される福祉避難所の開設状況を確認し、誘導支援する。

□ 立入禁止区域の設定

- 倒壊等の危険がある建物・区域等を定め、ロープ等で閉鎖し、立ち入りを禁止する。

IV. 要配慮者・避難行動要支援者の支援

1. 要配慮者・避難行動要支援者とは

(1) 要配慮者

要介護高齢者、身体障がい者、精神障がい者をはじめ、乳幼児、妊婦、日本語が理解できない外国人など、災害が発生した場合に配慮を要する人を「要配慮者」といいます。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、避難に必要な情報を得ることや避難することが困難な人を「避難行動要支援者」といいます。

このような人々も適切な支援があれば、被害を最小限にし、よりよい避難生活を送ることができることから、地域の人たちの支援・配慮が求められています。

※平成25年6月の災害対策基本法改正により、それまで「災害時要援護者」の名称を使っていたものを「要配慮者」、「避難行動要支援者」に名称を改めたものです。

2. 支援のための取り組み

(1) 要配慮者・避難行動要支援者の把握

市では、避難行動要支援者についての登録を受け付け、名簿を作成しています。そして、自主防災組織よりも結成数が多く、市内のほぼ全域に組織されている町内会・自治会等に対して避難支援をお願いしています。避難支援の方法については、該当区域内に居住する避難行動要支援者の名簿を、個人情報保護に関する覚書を交わしたうえで町内会・自治会等に提供し、支援するための日年経路や支援者を記した個別計画の作成をお願いしています。町内会・自治会等の中には、避難支援については自主防災組織に依頼しているところもあります。

しかし、登録をしていない要配慮者については、日頃からの近所のつながりのなかでどのような配慮が必要かを各地域で把握しておくことが必要となります。

(2) 地域の支援方法

災害発生時における情報伝達や救出活動、避難誘導や避難所などでの支援について、視覚障がいや聴覚障がいなど、障がいの種類に応じた支援方法など、自主防災組織の活動の中で具体的に決めておきましょう。

(3) 日頃のコミュニケーション

日頃から災害時における避難経路の安全確認をはじめ、家具の転倒防止対策の手助けや相談などを通じて、コミュニケーションを図っておきましょう。

（４）避難誘導・避難所での支援

災害発生時には、安否確認とともに、集団避難における協力体制が必要となります。

また、避難所において、安心して生活できる居住空間を確保するために、安全な移動経路や介護スペースの確保、毛布等の緊急物資の優先配布など、必要な生活・医療・情報の配慮が必要です。

《活動様式等（抜粋）》

申請時等における留意事項

1. 「印西市自主防災組織活動助成交付申請書(第6号様式)」は、必ず訓練前に提出してください。

市では、防災訓練等で発生した事故などに備え共済に加入しておりますが、訓練前に市へ提出していることが対象条件となっています。

したがって、市へ事前提出なく訓練を実施し、事故が発生した場合は補償致しかねます。

2. 他の行事(ゴミゼロ運動や祭りなど)と同日に訓練を実施する場合は、他の行事と混同した内容とならないように明確に区分した計画を立ててください。

なお、他の行事のみ参加された方は、除いてください。

3. 訓練に際して、下記のとおり留意ください。

- ①参加人数の確認できる書類(参加者名簿<別紙例>)の作成

※既存の加入世帯名簿等を代用せず、訓練専用の参加者名簿を作成してください。

- ②写真(訓練内容、参加者規模の確認できる写真)の撮影

訓練後、「印西市自主防災組織活動助成実績報告書(第9号様式)」を提出していただく際に添付してください。

4. 「印西市自主防災組織活動助成金交付請求書(第11号様式)」において、組織代表者と口座名義人が違う場合は、委任状を添付してください。

自主防災組織活動助成フロー



第5号様式（第7条）

平成 年 月 日

印西市自主防災組織變更届出書

印西市長 様

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名 (印)

電話 ()

印西市自主防災組織助成要綱第7条の規定により、次のとおり届出します。

1 自主防災組織の名称の変更

新 名 称	
旧 名 称	

2 代表者名及び住所並びに事務所所在地の変更

新	氏 名	(フリガナ：)
	住 所	電話 ()
	事務所所在地	電話 ()
旧	氏 名	
	住 所	電話 ()
	事務所所在地	電話 ()

3 譲与物品の紛失又は毀損

※会長が変更になった場合は、提出をお願いいたします。

年 月 日

印西市自主防災組織変更届出書

印西市長

様

自主防災組織名 ○○○○○

**※5号様式の申請者は、
新会長でも前会長でも
どちらでもかまいません。**{ 代表者 住所 印西市大森2364-2
氏名 印 西 太 郎 ⑩
電話 (42)5111**※ 押印を忘れずをお願いいたします。**

印西市自主防災組織助成要綱第7条の規定により、次のとおり届出します。

1 自主防災組織の名称の変更(変更の無い場合は記入不要です。)

新 名 称	
旧 名 称	

2 代表者名及び住所並びに事務所所在地の変更

新	氏 名	印 西 太 郎 (フリガナ:インザイ タロウ)
	住 所	印西市大森2364-2 電話(42)5111
	事務所所在地	印西市大森2364-2 電話(42)5111
旧	氏 名	大 森 一 郎
	住 所	印西市大森0000-0 電話(00)0000
	事務所所在地	印西市大森0000-0 電話(00)0000

3 譲与物品の紛失又は毀損

第6号様式 (第12条)

平成 年 月 日

印西市自主防災組織活動助成交付申請書

印西市長 様

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名 (印)

電話 ()

平成 年度印西市自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので、印西市
自主防災組織助成要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり申請します。

助 成 事 業 名		
事 業 参 加 者 数		
助 成 申 請 額		
自主防災組織の概要	組 織 名	
	設 立 年 月 日	
	加 入 世 帯 数	
添 付 書 類	(1) 事業実施計画書 (2) 毎年度4月1日現在の加入世帯名簿 (3) その他市長が必要と認めるもの	

※振込先の口座名義・番号等が変わった場合はこの申請の前にお知らせください。

記入例

年 月 日

印西市自主防災組織活動助成交付申請書

印西市長

様

自主防災組織名 ○○○○○

代表者 住 所 印西市大森2364-2

氏 名 印 西 太 郎 ⑩

電 話 (4 2) 5 1 1 1

※ 押印を忘れずにお願いいたします。

年度印西市自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので、印西市自主防災組織助成要綱第12条の規定により、次のとおり申請します。

助成事業名	「消火訓練」「炊き出し訓練」など訓練名を記入して下さい。	
事業参加者数	参加予定人数(不明の場合は加入世帯数で結構です。)	
助成申請額	10,000円+参加者数×100円 (ただし、自主防災組織加入世帯×100円が上限です。)	
自主防災組織の概要	組 織 名	○○○○○
	設立年月日	平成○○年○○月○○日
	加入世帯数	自主防災組織加入世帯数 (添付書類(2)の名簿の世帯数と一致するように記入して下さい)
添付書類	(1) 事業実施計画書 (訓練の回覧等、訓練の計画や内容が分かるものを添付してください。) (2) 毎年度4月1日現在の加入世帯名簿 (3) その他市長が必要と認めるもの	

※ (1)・(2)の添付書類が必要です。添付漏れのないようお願いいたします。

※ 振込先の口座名義・番号等が変わった場合はこの申請の前にお知らせください。

第8号様式 (第14条)

平成 年 月 日

印西市自主防災組織活動助成交付變更届出書

印西市長 様

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名 (印)

電話 ()

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定のあり
ました助成事業について、次のとおり変更したいので届け出します。

1 内容の変更等

2 理 由

記入例

年 月 日

印西市自主防災組織活動助成交付変更届出書

印西市長 様

自主防災組織名 ○○○○○

代表者 住 所 印西市大森2364-2

氏 名 印 西 太 郎 ⑩

電 話 (4 2) 5 1 1 1

※ 押印を忘れずにお願いいたします。

年 月 日付け印西防第 号により交付決定のありました助成事業について、次のとおり変更したいので届け出します。

1 内容の変更等

- ・ ○月○日に予定していた△△△訓練を中止しました。
- ・ ○月○日に予定していた△△△訓練を□月□日に変更しました。

など

2 理 由

◇◇◇のため

※雨天等で訓練が中止になったり、実施日や訓練の内容が変更になった場合などに提出してください。

第9号様式（第15条）

平成 年 月 日

印西市自主防災組織活動助成実績報告書

印西市長 様

自主防災組織名

代表者 住 所

氏 名 (印)

電話 ()

平成 年 月 日付印西防指令第 号により活動助成金の交付決定のありました印西市自主防災組織活動助成の実績について、印西市自主防災組織助成要綱第 15 条の規定により次のとおり報告します。

自主防災組織名	
助成事業名	
実施年月日	
参加者数	
添付書類	(1) 参加者数が確認できる書類 (2) 写真 ※なるべく参加者全員が写っているもの (3) その他

記入例

年 月 日

※訓練終了後にまとめて報告する場合は日付は記入しないで下さい。

印西市自主防災組織活動助成実績報告書

印西市長

様

自主防災組織名 ○○○○○○

代表者 住 所 印西市大森2364-2

氏 名 印 西 太 郎 ⑩

電 話 (4 2) 5 1 1 1

※ 押印を忘れずにお願いいたします。

年 月 日付け印西防指令第 号により活動助成金の交付決定のありました印西市自主防災組織活動助成の実績について、印西市自主防災組織助成要綱第15条の規定により次のとおり報告します。

自主防災組織名	○○○○○
助成事業名	「消火訓練」「炊き出し訓練」など訓練名を記入して下さい。
実施年月日	平成○○年○○月○○日
参加者数	訓練に参加した人数 ※添付書類(1)の人数と一致するように記入して下さい。
添付書類	(1) 参加者数が確認できる書類 (参加者名簿<別紙参考例>を作成ください。) (2) 写真 (訓練内容、参加者規模の確認できる写真) (3) その他

※(1)・(2)の添付書類が必要です。添付漏れのないようお願いいたします。

〇〇〇〇〇〇自主防災会
防災訓練

期日：平成 年 月 日

会場：

No.	参加者氏名	備考	No.	参加者氏名	備考
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		

↓

期日:平成 年 月 日

会場:

[illegible]

第11号様式 (第17条)

平成 年 月 日

印西市自主防災組織活動助成金交付請求書

印西市長 様

自主防災組織名
代表者 住 所
氏 名
電 話 ()

平成 年 月 日付印西防達第 号により確定通知のありました印西市自主防災組織活動助成金について、印西市自主防災組織助成要綱第17条の規定により、次のとおり請求します。

自主防災組織名	
活動助成金	

振込金融機関

取 引 銀 行	銀 行	支 店
預 金 の 種 類	普 通 預 金	・ 当 座 預 金
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義		

- (注意) 1 口座名義人は、通帳のとおり正確に記載してください。
- 2 組織代表者と口座名義人が違う場合は、委任状が必要となります。

記入例

年 月 日

印西市自主防災組織活動助成金交付請求書

印西市長

様

自主防災組織名 ○○○○○

代表者 住 所 印西市大森2364-2

氏 名 印 西 太 郎 印

電 話 (42)5111

※ 押印を忘れずにお願いいたします。

年 月 日付け印西防達第 号により確定通知のありました印西市自主防災組織活動助成金について、印西市自主防災組織助成要綱第17条の規定により、次のとおり請求します。

自主防災組織名	○○○○○
活動助成金	市役所からの確定通知の金額を記入して下さい。不明の場合は空欄でお願いします。

振込金融機関

取引銀行	○○銀行 △△支店
預金の種類	普通預金・当座預金 どちらかを○で囲んでください。
口座番号	口座番号
フリガナ	○○○ジシュボウサイカイ カイチョウ インザイ タロウ
口座名義	○○○自主防災会 会長 印 西 太 郎

(注意) 1 口座名義人は、通帳のとおり正確に記載してください。

2 組織代表者と口座名義人が違う場合は、委任状が必要となります。

委 任 状

印西市長 様

下記の者を代理人と定め、自主防災組織活動助成金の受け取りについて、委任します。

代理人 所属・役職 _____

氏 名 _____

委任者 所属・役職 _____

氏 名 _____

印

平成 年 月 日